

# 101 訪問介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、結果を職員に周知	<input type="checkbox"/> 未実施	テレビ電話装置等の活用可
	虐待の防止のための指針の整備	<input type="checkbox"/> 未実施	
	虐待の防止のための研修の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
	上記の措置を適切に実施するための担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未実施	
業務継続計画未策定減算 ※令和7年3月末まで経過措置	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定	<input type="checkbox"/> 該当	
2人の訪問	1人で訪問介護を行うことが困難な場合	<input type="checkbox"/> 該当	訪問介護計画書
	利用者又は家族の同意	<input type="checkbox"/> あり	
深夜加算	22時～6時	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票
夜間加算	18時～22時	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票
早朝加算	6時～8時	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票
特定事業所加算（I）	1 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとの研修計画の作成、実施	<input type="checkbox"/> あり(含予定)	研修計画書
	2（一）利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議(概ね月1回以上)開催	<input type="checkbox"/> 定期的に実施	会議記録 テレビ電話装置等の活用可
	2（二）サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、 サービス提供報告書
	3 定期的な健康診断の実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等
	4 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等
5 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等総数のうち、介護福祉士の数が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上	<input type="checkbox"/> 配置	職員台帳(履歴書)等	

点検項目	点検事項	点検結果	
	6 全てのサービス提供責任者が実務経験3年以上の介護福祉士又は実務経験5年以上の実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1を超えるサービス提供責任者が必要の場合は、2人以上の常勤	<input type="checkbox"/> 配置	職員台帳(履歴書)等
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一) 前年度又は算定日が属する月の前3月の利用者総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者並びにたん吸引等の行為を必要とする利用者が2割以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	(二) a 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備	<input type="checkbox"/> あり	
	(二) b 看取り期における対応方針を定め、利用者又は家族等に対する利用開始の際の説明及び同意	<input type="checkbox"/> あり	
	(二) c 医師、看護職員、訪問介護員等、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、看取りに関する対応方針の見直しを行っている	<input type="checkbox"/> あり	
	(二) d 看取りに関する職員研修を実施	<input type="checkbox"/> あり	
	(二) e 前年度又は算定日が属する月の前3月において、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者又は看取り期における対応方針に基づき、サービスを受けている利用者が1人以上	<input type="checkbox"/> 該当	
特定事業所加算(Ⅱ)	1 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとの研修計画の作成、実施	<input type="checkbox"/> あり(含予定)	研修計画書
	2 (一) 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議(概ね月1回以上)開催	<input type="checkbox"/> 定期的実施	会議記録 テレビ電話装置等の活用可
	2 (二) サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、 サービス提供報告書
	3 定期的な健康診断の実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等
	4 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等

点検項目	点検事項	点検結果		
	5 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等総数のうち、介護福祉士の数が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上	<input type="checkbox"/>	い ず れ か に 該 当	職員台帳(履歴書)等
	6 全てのサービス提供責任者が実務経験3年以上の介護福祉士又は実務経験5年以上の実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1を超えるサービス提供責任者が必要の場合は、2人以上の常勤	<input type="checkbox"/>		職員台帳(履歴書)等
特定事業所加算(Ⅲ)	1 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとの研修計画の作成、実施	<input type="checkbox"/>	あり(含予定)	研修計画書
	2 (一) 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議(概ね月1回以上)開催	<input type="checkbox"/>	定期的に実施	会議記録 テレビ電話装置等の活用可
	2 (二) サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/>	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、 サービス提供報告書
	3 定期的な健康診断の実施	<input type="checkbox"/>	全員に実施	健診受診記録等
	4 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/>	あり	重要事項説明書等
	5 (一) 前年度又は算定日が属する月の前3月の利用者総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者並びにたん吸引等の行為を必要とする利用者が2割以上	<input type="checkbox"/>	い ず れ か に 該 当	利用者台帳等
5 (二) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備及び看取り期における対応方針を定め、利用者等に説明し同意を得て、看取りに関する職員研修を実施するとともに、前年度又は算定日が属する月の前3月において、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者又は看取り期における対応方針に基づき、サービスを受けている利用者が1人以上	<input type="checkbox"/>			

点検項目	点検事項	点検結果	
	6 (一) 常勤のサービス提供責任者の配置基準が2人以下の事業所であって、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置	} 該当 いくれかに	職員台帳(履歴書)等
	6 (二) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の占める割合が3割以上		
特定事業所加算 (IV)	1 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとの研修計画の作成、実施	<input type="checkbox"/> あり(含予定)	研修計画書
	2 (一) 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議(概ね月1回以上)開催	<input type="checkbox"/> 定期的実施	会議記録 テレビ電話装置等の活用可
	2 (二) サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、 サービス提供報告書
	3 定期的な健康診断の実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等
	4 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等
	5 (一) 常勤のサービス提供責任者の配置基準が2人以下の事業所であって、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置	} 該当 いくれかに	職員台帳(履歴書)等
	5 (二) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の占める割合が3割以上		
特定事業所加算 (V)	1 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとの研修計画の作成、実施	<input type="checkbox"/> あり(含予定)	研修計画書
	2 (一) 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議(概ね月1回以上)開催	<input type="checkbox"/> 定期的実施	会議記録 テレビ電話装置等の活用可
	2 (二) サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、 サービス提供報告書
	3 定期的な健康診断の実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等
	4 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等
	5 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住している利用者に対して、継続的にサービスを提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	6 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、訪問介護員等、サービス提供責任者その他の関係者が共同し、訪問介護計画を見直し	<input type="checkbox"/> 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
共生型訪問介護	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（ <u>障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等</u> が提供）	<input type="checkbox"/> 所定単位数の70/100	※介護福祉士等資格者が訪問介護を行う場合は減算せず所定単位数を算定可能。
	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（ <u>重度訪問介護従業者養成研修課程修了者等</u> が訪問介護を提供）	<input type="checkbox"/> 所定単位数の93/100	※介護福祉士等資格者以外が訪問介護を行う場合は、65歳に達した日の前日において該当事業所で該当サービスを利用している者に対するサービス提供に限る
	障害福祉制度の指定重度訪問介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供	<input type="checkbox"/> 所定単位数の93/100	
同一建物減算	事業所と同一若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする）の利用者	<input type="checkbox"/> あり	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	<input type="checkbox"/> あり	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	<input type="checkbox"/> あり	
	算定日が属する月の前6月間の訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が9割以上	<input type="checkbox"/> あり	
特別地域訪問介護加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域＋事業者規模要件（一月あたり延訪問回数200回以下）	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供	厚生労働大臣の定める地域へ通常の実施地域を越えてサービス提供	<input type="checkbox"/> 該当	
緊急時訪問介護加算	ケアマネジャーと連携し、居宅サービス計画に位置づけられていない訪問介護を、利用者等の要請から24時間以内に提供	<input type="checkbox"/> 該当	要請に関する記録、サービス提供記録等
初回加算	過去二月の利用実績がない	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供記録等
	サービス提供責任者による初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月における訪問介護の提供又は同行訪問	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士等がICTを活用した動画やテレビ電話装置等により、利用者の状況について把握して助言を行い、助言に基づいてサービス提供責任者が行った生活機能アセスメントの実施	<input type="checkbox"/> あり	
	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成及び計画に基づく訪問介護の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	当該計画に基づく初回の訪問介護が行われる月	<input type="checkbox"/> 該当	訪問介護計画書を見直した場合は再算定可（急性増悪等を除き3月経過後）
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等とサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後、共同してカンファレンスを行い、共同して生活機能アセスメントを実施	<input type="checkbox"/> あり	※カンファレンスはテレビ電話装置等の活用可。 ※利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するカンファレンスでも可。
	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成及び計画に基づく訪問介護の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	当該計画に基づく初回の訪問介護が行われる月以降3月間	<input type="checkbox"/> 該当	訪問介護計画書を見直した場合は再算定可
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決め	<input type="checkbox"/> 該当	
	他の介護サービスの事業所において、栄養状態のスクリーニングを行い口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定（初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除く。）	<input type="checkbox"/> 非該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	利用者総数のうち周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅡ以上の者である）の割合が直近3月間の平均で5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当	テレビ電話装置等の活用可
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当	テレビ電話装置等の活用可
	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近3月間の平均で2割以上	<input type="checkbox"/> 該当	毎月の記録
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	認知症介護指導者養成研修 認知症看護に係る適切な研修
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施又は実施を予定	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 I	1 賃金改善について次に掲げる(1)～(2)いずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	<input type="checkbox"/> 該当	※令和7年3月末まで経過措置
	(2) 「経験・技能のある介護職員」のうち1人は賃金改善後の見込額が年額440万円以上	<input type="checkbox"/> 該当	※令和7年3月末まで経過措置 (賃金改善の見込み額が月額8万円以上でも可)
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書	
(三) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		
8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		
9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表(見える化要件)	<input type="checkbox"/> あり		
10 特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定	<input type="checkbox"/> 該当		



点検項目	点検事項	点検結果	
	1 1 令和6年5月31日において介護職員処遇改善加算を算定しており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない事業所が、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> 該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1 賃金改善について次に掲げる(1)～(2)いずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	<input type="checkbox"/> 該当	※令和7年3月末まで経過措置
	(2) 「経験・技能のある介護職員」のうち1人は賃金改善後の見込額が年額440万円以上	<input type="checkbox"/> 該当	※令和7年3月末まで経過措置 (賃金改善の見込み額が月額8万円以上でも可)
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書	
(三) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		
8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
	9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	<input type="checkbox"/> あり	
	10 令和6年5月31日において介護職員処遇改善加算を算定しており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない事業所が、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> 該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	<input type="checkbox"/> 該当	処遇改善計画書 ※令和7年3月末まで経過措置
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
	9 令和6年5月31日において介護職員処遇改善加算を算定しており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない事業所が、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> 該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	<input type="checkbox"/> 該当	処遇改善計画書 ※令和7年3月末まで経過措置
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		
9 令和6年5月31日において介護職員処遇改善加算を算定しており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない事業所が、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> 該当	※令和8年3月末まで	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算Ⅴ	1 「経験・技能のある介護職員」のうち1人は賃金改善後の見込額が年額440万円以上	<input type="checkbox"/> 該当	処遇改善計画書 ※令和7年3月末まで経過措置
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	7(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	7(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	<input type="checkbox"/> あり		
10 特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定	<input type="checkbox"/> 該当		